

令和8年第2回津市教育委員会会議録

日時：令和8年2月17日（火）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	西口晶子
	委員	富田昌平
	委員	田村学
	委員	山口友美

出席者	教育長	森昌彦
	教育総務部長	家城寛
	学校教育部長	伊藤雅子
	教育総務部次長	長脇弘幸
	学校教育部次長（兼）学校教育課長	伊藤幸功
	教育総務部教育施設担当参事 （兼）教育施設課長	水谷隆彦
	教育総務課長（兼）香良洲教育事務所長	出口真也
	教育総務課給食担当副参事	大西康裕
	生涯学習課長	江角武
	生涯学習課生涯学習・ 公民館事業担当副参事	木田実
	生涯学習課文化財・ 津城跡整備活用推進担当副参事	林桂子
	津図書館長（兼）津図書館図書事務長	米山浩之
	安濃教育事務所長（兼）河芸教育事務所長・ 芸濃教育事務所長・美里教育事務所長	中条尚美
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	信田直子
	教育研究支援課長	小林正
	人権教育課長	鈴木武史

付議した事件及び議決結果

- 承認第2号 損害賠償の額の決定について
- 承認第2号 公開で開催
- 承認第2号 原案承認

議案第 1 号 令和 8 年度教育方針について

議案第 1 号 非公開で開催

議案第 1 号 原案可決

議案第 3 号 令和 7 年度津市一般会計補正予算（第 1 2 号）＜教委所管分＞に
ついて

議案第 3 号 非公開で開催

議案第 3 号 原案可決

議案第 4 号 令和 8 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について

議案第 4 号 非公開で開催

議案第 4 号 原案可決

議案第 5 号 津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に
ついて

議案第 5 号 非公開で開催

議案第 5 号 原案可決

議案第 6 号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部の改正について

議案第 6 号 非公開で開催

議案第 6 号 原案可決

議案第 7 号 三重県指定史跡津城跡（お城公園）整備活用（第 1 次）計画の策
定について

議案第 7 号 非公開で開催

議案第 7 号 原案可決

議案第 8 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正に
ついて

議案第 8 号 非公開で開催

議案第 8 号 原案可決

報告事項

（1）第 9 回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果について

教育長 令和8年第2回教育委員会を開催いたします。

本日の会議の概要説明をお願いします。

教育総務部長 本日は、承認第2号 損害賠償の額の決定について、議案第1号 令和8年度教育方針について、議案第3号 令和7年度津市一般会計補正予算(第12号) <教委所管分>について、議案第4号 令和8年度津市一般会計予算<教委所管分>について、議案第5号 津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について、議案第6号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、議案第7号 三重県指定史跡津城跡(お城公園)整備活用(第1次)計画の策定について、議案第8号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正についての8件について、御審議をお願いします。

次に、報告事項として(1)第9回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果についての1件でございます。

詳しい内容につきましては、各担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひします。

教育長 本日の事件は、お手元の事項書のとおり、承認第2号、議案第1号及び議案第3号から議案第8号の8件、報告事項(1)の1件です。

このうち議案第1号、議案第3号から議案第8号につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 それでは、議案第1号、議案第3号から議案第8号につきましては、非公開と決定します。

<以下公開>

教育長 それでは、議事に入ります。

それでは、議事に入ります。承認第2号「損害賠償の額の決定について」、事務局から説明をお願いします。

河芸教育事務所長。

河芸教育事務所長 承認第2号「損害賠償の額の決定について」、御説明申し上げます。損害賠償の額の決定については、緊急やむを得なかったため、津市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和8年1月23日に臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めます。本損害賠償につきましては、交通事故による相手方への損害賠償の額を2万5,201円と決定したものでございます。

恐れ入りますが、参考を御覧ください。事故の当事者につきましては、市側車両の運転手は河芸教育事務所の職員で、相手側車両の運転者は津市に住所を有する個人でございます。事故の発生日及び概要につきましては、令和7年11月7日、午前8時55分頃、河芸町上野地内において、河芸教育事務所職員が、千里ヶ丘小学校での用務のため、軽自動車で、市道上野垣内白山住宅線を西に向かっていたところ、東に向かっていた相手方軽自動車と対向する際、一時停止していた相手方軽自動車に接触したもので、2ページをお願いします。相手方軽自動車の右ドアミラーが破損したものでございます。損害賠償額は、その修理費2万5,201円でございます。相手方、市職員、ともに負傷箇所はなく、市公用車に修繕必要箇所はありませんでした。物損事故に係る責任割合は、市側100%、相手側0%で、示談事項といたしましては、市が相手側に損害額25,201円を支払うとするもので、令和8年1月27日に示談が成立しております。以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、承認第2号につきまして、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、承認第2号については、原案どおり承認します。

次に、「公開事案」の報告事項に入ります。報告事項(1)「第9回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長 報告事項(1)「第9回白山地域小学校の在り方検討委員会の開催結果について」、御報告申し上げます。資料のかなり後ろになるんですが、報告事項(1)開催結果についてを御覧ください。第9回検討委員会を、令和8年1月26日に、白山市民会館で開催させていただきました。その中での主な議事といたしまして、今後の進め方について、学校跡地の利活用についての2点について、

御協議いただきました。まず、1つ目の今後の進め方についてですが、第8回検討委員会のときに、事務局側の提案といたしまして、主に3つの作業部会、学校名とか校歌等を担当する総務部会、それから通学対策を担当する通学対策部会、それから学校運営あるいは教育課程、生徒指導等を担当する学校運営部会というものを、立ち上げていきたいというようなことで、御提案をさせていただきました。その中で、前回も申し上げましたように、御意見を頂きました。大きくは2つでございます。1つは、総務部会、通学対策部会において、検討委員会のメンバーや教職員で進めていくと、開校後の保護者の意見がなかなか反映されにくいので、検討委員会のメンバー以外をオブザーバー的に会議に入れるようにできないかというものでございます。それからもう1つは、学校運営部会において、学校の運営のことであったり、地域との関係であったりを整理していくところにつきまして、白山地域の教職員が中心となって進めていくということで御提案をさせていただいたところ、各学校とか地域が連携して教育を進める中で、地域の意見を入れながら、調整していかなくてはいけないのではないかというような意見を頂きました。それらを踏まえまして、改めて今回、今後の進め方について、提案をさせていただきました。

恐れ入ります。先へ進んでいただきまして、資料3を御覧ください。先ほどの2点の主な御意見を頂いたことを踏まえまして、資料3の体制図を基に、御説明させていただきます。この統合にかかる体制でございますが、3つの作業部会の中に、各課題別の班編成をしておりましたが、特に部会でまとめて何かをするということは、想定していなかったため、部会という名称は今回、削除をさせていただき、各課題別の班編成で取り組んでいくということを御提案させていただきました。図にございますように、1から5に関しましては、先ほどの前回の意見を踏まえまして、検討委員会のメンバーと教職員に加えまして、各小中学校、こども園の保護者の中から、それぞれ1人ずつ。例えば、学校名班であれば、5つの小学校と中学校、そしてこども園のそれぞれから、お1人ずつという意味でございますが、任意にサブのメンバーとして入っていただくことを考えました。この作業班での会議に入っていただく方につきましても、原則1年間固定させていただきますが、これはあくまでも任意ということで、学校の中で希望される方がいらっしゃったら入っていただくということで、強制をするものではないと考えております。また、その会議に入っていただく方につきましても、様々な意見を言っていただくことができ、最終的には検討委員会に提案していただく原案を作ってくださいわけですが、最終の原案についての決定権は持たないというようなことを想定しております。次に、前回提案いただきました、学校運営部会。この体制図で言いますと、6から9の所に当たります。ここにつきましても、前はこれの中に9個の班を設定しておりましたが、内容等を精選して4つに絞らせていた

できました。学校運営班、教育課程班、生徒指導班、それから人権教育班という4つにまとめさせていただきました。ここに地域の意見を入れていくというところで、そこにございますように、各学校で学校運営協議会をされております委員さんの中から、それぞれお2人ずつ、こちらへ出てきていただいて、作業班での作業が進み、ある程度出来上がったところで調整会議を行い、地域の意見も聴きながら最終の案をまとめていくという、そういう位置づけでさせていただきたいと考えております。それから以前にございました、学校保健班、学校事務班、学校給食班等は、新小学校に向けての書類の整理とか、あるいは環境整備等の作業を進めていくということですので、教職員で担うこととし、PTAの組織班は、新小学校のPTA組織の在り方を考えていくことから、教職員と各小学校の保護者で担っていくものと考えました。このように、まず学校の運営に関わりましては、全部で9つの班を編成しまして、こちらで案を最終まとめ、それを、在り方検討委員会へ提出し、そこで承認をいただくということで今後を進めていきたいという提案をさせていただきました。2枚戻っていただきますと、資料1がございます。そこに説明させていただいたようなことを設置要領にまとめさせていただいております。もう一度、最初の報告事項の一番最初のところへ戻っていただいてよろしいでしょうか。今、言わせていただいたようなことを御提案させていただく中で、臨時的にと言いますか、作業班に新たに入らせていただく方にも、名称をつけたほうがいだろうということで、検討させていただきました。オブザーバーというのは、いろんな考え方はございますが、最終の決定権を持たないというところがはっきりしておりますので、先ほど言わせていただいた方々については、オブザーバーというような位置付けで、今後、希望があれば参加していただくということになっております。このように進めさせていただくことになりまして、検討委員会です承をいただき、その後にメンバーも決めさせていただきました。ただ、主に活動し始めるのは、令和8年度ということになりますので、今回、メンバーを割り振らせていただいて、役割を決めていただきましたのは、再任もできます。ですので、毎年5月にメンバーの改選がございます。そこで改めて、役割を決めてということですので、時間がかかりますので、スムーズに進むために、今の段階で、それぞれの役職から出てきていただいている方の役割を決めていただき、メンバーさんがもし変わったとしても、その作業班でやって、引き継いでやっていただくということを考え、今回、メンバーの割り振りをさせていただいたところをございます。ただ、通学対策班につきましては、今後、ルート決定、バスの台数等も、詰めていったりするところもございますので、この通学対策班につきましては、令和8年度を待たず、2月26日に第1回の通学対策班会議を早速させていただきたいと思っております。以上が、今後の進め方についてございます。

それから（２）の学校跡地の利活用についてでございますが、報告事項の裏面を御覧ください。今回、学校施設でございますが、学校用途として、使用していく場合には当然今のままで建築基準法とか消防法に適合はしておりますが、学校用途ということの部分がないということであれば、現状のままでは、建築基準法とか消防法に抵触するということで、改修等も必要になってくるというところがございます。一番最後のページでございますが、資料５というのが付けてございます。大まかな部分で、こういうものが必要ですということも整理させていただいて、ワンペーパーでお示しをさせていただいているところでございます。学校跡地につきましては、それぞれの地域で、興味、関心を持っていただいているところでございます。地域の検討委員会の中では、地域のイベントに体育館やグラウンドを今まで使っていたと、そういう地域の交流を今後できるように、その交流をなくさないことが地域の願いだということも意見としては出されました。今、考えておりますのは、今後５つの地域の自治会長さんが集まれる会議の後で、時間をいただきながら自治会の方と一緒に、白山総合支所も、そして教育委員会も入りながら今後どうしていくのかということを検討していきたいとお伝えさせていただいたところでございます。今回は、使わなくなった学校をどうしていくかという踏み込んだ話というよりは、まず大前提としてということで、お示しをさせていただいたというのが第９回の会議の事項でございます。以上でございます。

教育長 説明は以上です。御質問等は、ございませんか。

西口委員 はい。

教育長 西口委員。

西口委員 ありがとうございます。だんだんかたちになってきて、先が見えてきたなあという感じがするんですが、９つの班がつくられるということで、それぞれに割り振っていただいている中で、校長先生が町内に５人しかみえないのに、９つの班があるので、重複してやっついていかれるんだろうと思いますけれども、そのあたりの整理というのはうまくできているのでしょうか。

学校教育課長 はい。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 今おっしゃったように９つございます。重複する部分はございますが、事前に校長会等にもお願いさせていただいて、４人の方は２つ担っていた

だいています。それは白山地域の小学校の校長先生たちも了承いただいた上で、役割を分担させていただいております。

田村委員 何ていうのか、1つだけですけど。

教育長 田村委員。

田村委員 オブザーバーの委員さん、候補者から各校1人ということですけども、結果としてどなたもいらっしゃらなければいいですけど、複数希望者があったときは学校で調整をお願いすることになるんですか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 はい。お1人と決めさせていただきましたもので、各学校に、検討委員会の中でも言わせていただいたんですが、今おっしゃったように、希望がなければ、もうその学校はなしということになりますし、おみえになれば、もうそこは各学校単位で調整をしていただいて、報告をいただくということで、了承をいただいておりますので、各学校で調整していただきます。

田村委員 分かりました。そこまでは組織を決める中で、検討委員会ともちゃんと合意をしているということですね。

学校教育課長 はい。

田村委員 複数出てきて、やりたい、やりたいということになったときに、ちょっと遺恨残さないかなってというのが、気になったものですから。

学校教育部長 よろしいでしょうか。

教育長 学校教育部長。

学校教育部長 先ほどの西口委員の御質問につきまして、次長から、各学校の校長から了承を得ていると申し上げたのですが、図の中に事務局ということで、それぞれの担当課が入っているということがありまして、そこでしっかりと校長をサポートしながら連携を図って、対応していきたいと思っておりますので、校長1人でそれぞれの班をさばっていくということではなくて、教育委員会事務局のそれぞれの担当課もしっかりとサポートしていくという方向で考えております。

西口委員 分かりました。もう1つよろしいですか。

教育長 西口委員。

西口委員 だんだんかたちが見えてきて、11年度を目指して進んでいくときに、やっぱり子どもたちが向かっていく学校が、こんな夢があるんだ、こんな学校にしたいんだっていうのがあふれ出る、そんな学校にしてほしいので、資料4を見ると、今年度の1、2、3月に、学校で子どもたちの意見の提案が出ていますので、行政とか保護者とか、学校サイドは、粛々と動いてほしいけれども、子どもたちがそこへの夢が描いていけるようなところということを大事に、一方では、進めてほしいなと強く思います。よろしくお願いします。

学校教育課長 はい。ありがとうございます。今言っていただきましたように、例えば通学対策等で、ここはもう大人という部分がございますけれども、新しい学校をどういう学校にしていくかというところにつきましては、夢見る子どもたちの手が自分たちで作り上げていくというそういう気持ちを育みたいと思っておりますので、そこは丁寧にさせていただくという考えでおります。

富田委員 よろしいでしょうか。

教育長 富田委員。

富田委員 この9つの班について、特に最初の3つが、連携を密にしていけないといけなような文章があるのですが、例えば開催の仕方、合同でやったりということも、考えられているのでしょうか。

学校教育課長 はい。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 この9つの班が合同かどうかということでしょうか。

教育長 違う。最初の3つ、学校名班、校歌班、校章・校旗班。

学校教育課長 この合同ということは、基本的にはそれぞれ別々にしていただくことを考えており、基本的には合同というのは想定はしていません。

富田委員 そうですね。やはり学校名が決まらないと、校歌も決まっていけないでしょうし、校章・校旗も決まらないような感じがしますし、どういう学校にしたいかというイメージを共有し合ってから、各自が校名とか校旗とかも決めていくということのほうが良いような気がします。何となく個別にやっていると、そ

それぞれのイメージが異なって、目標、方向性が異なって、何か校名に対する校歌がどれもイメージと違うということが後で出てきそうな気がするんですけども。

学校教育課長 はい。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 ありがとうございます。当然、校歌等には学校名が入っていきま
すので、今教えていただいたようなことも含めて、それぞれが別々で動かないよ
う、事務局でしっかり把握しながらさせていただきたいと思います。

教育長 よろしいですか。

山口委員 はい。

教育長 山口委員。

山口委員 グランドデザインっていう1つの集約したイメージというか、方向性
みたいなものがあるの、先ほど富田先生言われたようなことだと思いますので、
確かにそこがないなとか思いましたので、何かそういった1つのまとまったもの
があってもいいのかなと思いました。

教育長 よろしいでしょうか。

<以下非公開>

教育長 次に、非公開事案の審議に入りたいと思います。先ほど決定しましたと
おり、ここからは非公開とします。議案第1号「令和8年度教育方針について」、
事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

【非公開】

教育総務課長 説明

各委員 質疑

各担当課長 説明

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

議案第1号につきまして、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第1号については、原案どおり可決します。次に、議案第3号「令和7年度津市一般会計補正予算（第12号）＜教委所管分＞について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

【非公開】

教育総務課長 説明

各委員 質疑

教育総務課長 説明

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

議案第4号につきまして、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第4号については、原案どおり可決します。次に、議案第5号「津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課給食担当副参事。

【非公開】

教育総務課給食担当副参事 説明

各委員 質疑

教育総務課給食担当副参事 説明

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

議案第5号につきまして、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第5号については、原案どおり可決します。次に、議案第6号「津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長。

【非公開】

生涯学習課長 説明

各委員 質疑

生涯学習課長 説明

教育長 よろしいでしょうか。

議案第6号につきまして、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第6号については、原案どおり可決します。次に、議案第7号「三重県指定史跡津城跡(お城公園)整備活用(第1次)計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事。

【非公開】

生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事 説明

各委員 質疑

生涯学習課文化財・津城跡整備活用推進担当副参事 説明

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

議案第7号「津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について」、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第7号については、原案どおり可決します。次に、議案第8号「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について」、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 ほか、よろしいでしょうか。

議案第8号につきまして、原案どおり可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第8号については、原案どおり可決します。以上で本日の案件は、全て終了しました。その他、何かございますか。

教育長 よろしいですか。

それでは、令和8年第2回津市教育委員会を閉会いたします。